

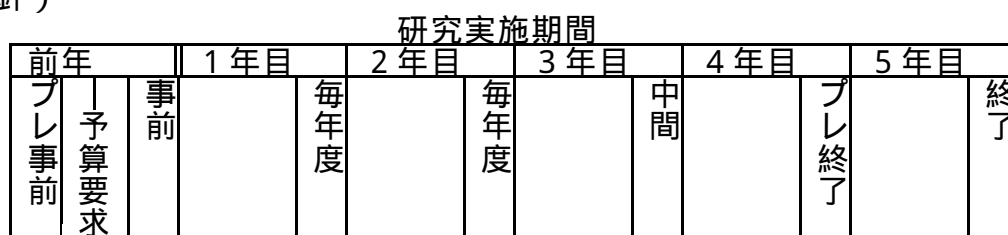
研究課題評価の進め方について

1 研究課題評価について

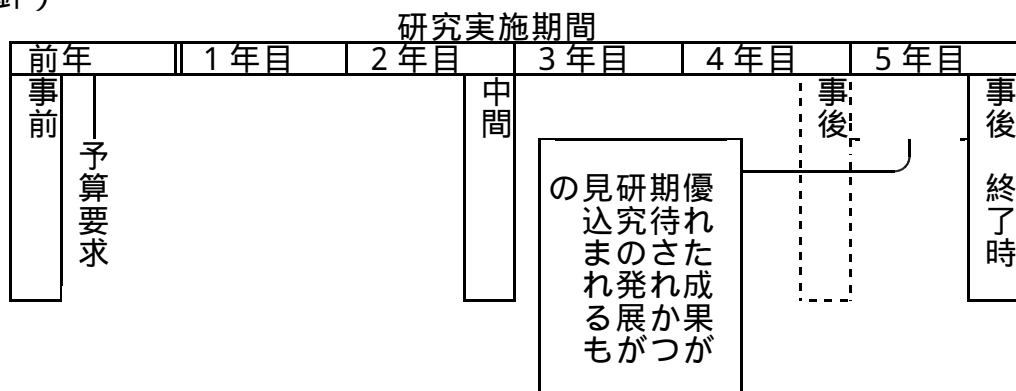
- (1) 農林水産技術会議においては、昭和 4 0 年に研究レビュー制度を創設して以来研究評価に取り組んできており、「農林水産省評価指針」に基づき、農林水産技術会議が評価実施主体となって、試験研究機関の評価とともにプロジェクト研究課題評価を実施してきた。
- (2) また、平成13年度からは、国の試験研究機関が独立行政法人へ移行したこと等を踏まえて評価体系を全面的に見直し、「農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針」(平成13年4月17日農林水産技術会議決定)を新たに制定し、ブレ事前、事前、毎年度、中間、ブレ終了、終了の6種類のプロジェクト研究等評価を実施してきた。
- (3) さらに、平成14年度からは、「国の研究開発に関する大綱的指針」の策定や農林水産省自らが行う競争的資金制度の創設を踏まえ、「農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針」の一部を改定し、これまでのプロジェクト研究の評価に加えて、競争的資金による研究課題の評価の位置付けを明確にするとともに、これまで6種類あった評価の時期を事前、中間及び事後の評価に簡素化した。
- (4) なお、事前評価については原則として、次のような基準により評価の対象を選定している。

- ア 新たに（予算化を）計画しているプロジェクト研究
イ 既存のプロジェクト研究の中で新たに開始する課題
ただし、以下に該当するものを除く。
当初計画で最初から位置付けられているもの
毎年度評価又は中間評価の結果を踏まえたものとして整理できるもの
予算の単なる大くくり化に係るもの
全体計画の前倒し（加速化）及び研究規模の拡大に伴い経費が増加するもの

(旧指針)



(新指針)



2. 研究課題評価の具体的な進め方について

- (1) 事前評価については、プロジェクト研究ごとに選定された外部専門家等が、プロジェクト研究の概要資料及び農林水産技術会議が行った自己評価結果を踏まえて書面による評価を、中間評価及び事後評価については、プロジェクト研究ごとの研究課題評価分科会（外部専門家及び外部有識者で構成）が、プロジェクト研究の概要資料及び農林水産技術会議が行った自己評価結果を踏まえて評価を行う。
- (2) 農林水産技術会議事務局は、(1)の評価結果をとりまとめ、評価専門委員会に報告し、了承を得る。
- (3) 農林水産技術会議は、評価専門委員会です承された評価のとりまとめ結果を決定するとともに、評価結果に基づく対応方針を決定する。
農林水産技術会議により決定された評価結果及び対応方針を農林水産省のホームページに掲載する等により公表する。

なお、本年度は、評価方法変更の移行期間（平成14年5月21日に評価指針を改定）に当たることから、旧指針に基づいて行った評価と新指針に基づいて行った評価の両方が研究課題の評価の対象となる。

（参考）

〔新指針に基づいて行った評価〕

- 平成15年度新規又は拡充プロジェクト研究の予算要求前評価
（プロジェクト研究全体を評価単位としてとりまとめた。）

〔旧指針に基づいて行った評価〕

平成13年度中間評価
（プロジェクト研究の全体及び小課題が評価単位）
平成13年度毎年度評価
（プロジェクト研究全体が評価単位）
平成13年度プレ終了評価
（プロジェクト研究全体が評価単位）
平成13年度終了評価
（プロジェクト研究全体が評価単位）
平成14年度開始プロジェクト研究の事前評価
（プロジェクト研究の小課題が評価単位）